



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

833	県立自然公園の公園事業の一部決定	(自然環境課).....	1
834	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	1
835	〃	(〃).....	1
836	〃	(〃).....	2
837	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
838	道路の供用開始	(〃).....	2

告 示

和歌山県告示第833号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課及び有田振興局健康福祉部並びに広川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

西有田県立自然公園

公園事業の名称及び種類	位 置
名南風鼻宿舎	有田郡広川町（名南風鼻）

和歌山県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
米満内科	和歌山市黒田109番地の1	米満賛	令和 7. 9. 1

和歌山県告示第835号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
カモメ薬局	橋本市清水512-13	西前公美子	令和 7. 10. 1

和歌山県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーション家路	和歌山市永穂339-4	株式会社caeru	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので公示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字皆瀬字瀬首 883番地先から同町大字皆瀬字 瀬首870番1地先まで	旧	13. 10 } 23. 00	109. 50	
同上	新	16. 00 } 24. 50	109. 50	

和歌山県告示第838号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道
路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字皆瀬字瀬首883番地先から同町大字皆瀬字瀬首870番1地先まで
供用開始の期日 令和7年10月21日